

筑前町男女共同参画推進条例

(第16条～第30条 を除き平成18年4月1日施行)

目的(第1条) 性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する町を実現する

定義(第2条)

- 男女共同参画
- 固定的性別役割分担意識
- 積極的改善措置
- ドメスティック・バイオレンス
- セクシュアル・ハラスメント
- 町民
- 事業者等
- 審議会等
- クオータ制

基本理念(第3条)

- 男女の人権の尊重
- 固定的な性別役割分担等、中立でない要因の排除
- 政策や方針の立案及び決定への参画の機会の確保
- 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 人権を基本とした男女共同参画推進の教育の実施
- 性と生殖に関する個人意思の尊重
- 暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動の根絶
- 国際的協調

町の責務(第4条)

- 男女共同参画推進施策の総合的策定・実施
- 体制の整備、財政措置
- 審議会設置時のクオータ制の規定
- 率先した取組みと関係機関等との連携

町民の責務(第5条)

- あらゆる分野での男女共同参画推進の積極的取組みと町の施策への協力

事業者等の責務(第6条)

- 事業活動において男女共同参画推進の積極的取組みと町の施策への協力
- 仕事と家庭、地域活動の両立支援の職場環境整備
- 指名競争入札参加資格申請提出時の男女共同参画推進状況の報告への努力

性による差別的取扱い等の禁止(第7条)

- あらゆる場においての性による差別的取扱い及び人権侵害
- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス

町の施策

- 参画プランの策定、公表(第8条)
- 調査の実施(第9条)
- 教育の充実(第10条)
- 啓発の実施(第11条)
- 家庭、地域への支援(第12条)
- 農業者、自営業者への支援(第13条)
- 事業者等に対する支援(第14条)
- 町施策等への提案(第15条)

苦情等の申出の処理

(平成18年10月1日 より施行)

- 苦情等の申出(第16条)
- 苦情処理委員(第17条～第23条)
- 苦情処理委員の処理対象としない事項、却下(第24条、25条)
- 町の施策に係る苦情の申出の処理(第26条)
- 救済の申出の処理(第27条～第29条)
- 調査の協力(第30条)

男女共同参画推進審議会

- 設置(第31条)
- 所掌事務(第32条)
- 組織(第33条)
- 会長及び副会長(第34条)
- 会議(第35条)
- 関係者の出席(第36条)
- 報酬及び費用弁償(第37条)

男女共同参画社会の実現